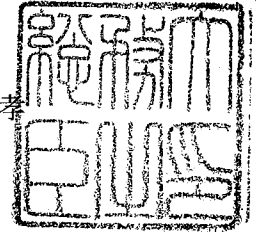




総政企第201号  
平成25年10月30日

統計委員会委員長  
樋口美雄 殿

総務大臣  
新藤 義孝



諮問第58号

公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について（諮問）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第4条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、公的統計の整備に関する基本的な計画を別紙のとおり変更するに当たり、統計委員会の意見を求める。

# 公的統計の整備に関する基本的な計画 (案)

平成25年10月



## 目 次

第1	施策展開に当たっての基本的な視点及び方針	1
1	統計相互の整合性の確保・向上	1
2	国際比較可能性の確保・向上	2
3	経済・社会の環境変化への的確な対応	2
4	正確かつ効率的な統計作成の推進	2
5	統計データの透明化・オープン化の推進	3
第2	公的統計の整備に関する事項	4
1	経済関連統計の整備	4
(1)	国民経済計算の整備	4
(2)	経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備	5
(3)	サービス産業に係る統計の整備	7
(4)	企業活動に係る統計の整備	7
(5)	経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	8
2	分野別経済統計の整備	9
(1)	環境に関する統計の整備	9
(2)	観光に関する統計の整備	9
(3)	交通に関する統計の整備	10
(4)	建設・不動産に関する統計の整備	11
3	人口・社会、労働関連統計の整備	11
(1)	社会保障全般に関する統計の整備	11
(2)	人口減少社会に対応した統計の整備	12
(3)	教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	13
(4)	企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	13
第3	公的統計の整備に必要な事項	15
1	統計作成の効率化及び報告者の負担軽減	15
(1)	事業所母集団データベースの整備・利活用	15
(2)	行政記録情報等の利活用の推進	16
(3)	オンラインを利用した調査の推進	17
(4)	統計基準等の見直し	18
2	統計リソースの確保及び有効活用	19
(1)	統計リソースの確保のための取組	19
(2)	調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	19
(3)	統計職員等の人材育成・確保	20
(4)	災害発生時等の備え	20

(5) 民間事業者の活用	21
3 統計調査環境の改善	22
(1) 統計ニーズの的確な把握	22
(2) 統計の品質保証活動の推進	22
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等	23
(4) 統計リテラシー等の向上	23
(5) 研究開発成果の共有	24
4 統計データの有効活用の推進	24
(1) 調査票情報等の提供及び活用	24
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	25
5 国際協力及び国際貢献の推進	26
(1) 国際機関への情報提供の推進	26
(2) 発展途上国等への支援	26
第4 基本計画の推進	28
1 施策の効果的かつ効率的な実施	28
2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	28
別表 今後5年間に講ずる具体的施策	30

## 第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）（以下「第Ⅰ期基本計画」という。）においては、統計法（平成19年法律第53号）第1条の「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること」を達成するため、①統計の体系的整備、②経済・社会の環境変化への対応、③統計データの有効活用の推進、④効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用を、施策展開に当たっての基本的な視点と位置付け、これらの視点に基づき各種の施策を展開することを基本的な方針としている。

各府省では、これらの視点を踏まえた具体的施策として、①経済構造統計（基幹統計）の創設、②国民経済計算（基幹統計）の推計精度の向上、③事業所母集団データベースの構築、④委託による統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）並びに匿名データの作成及び提供の推進等に取り組むなど、おおむね計画に沿った取組を進めているものの、統計調査の実施や公的統計の作成及び提供に係る予算及び人員（以下「統計リソース」という。）の確保等を含め、公的統計を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

一方、公的統計は、「証拠に基づく政策立案」（evidence-based policy making）を推進し、学術研究や産業創造に積極的な貢献を果たすことが求められている。この要請に応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計を作成及び提供するためには、平成26年度からの「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）における施策展開に当たっての基本的な視点を、より一層重点化、明確化することが必要となっている。また、これらの基本的な視点は、同計画に掲げられた取組全般の横断的な方針としての性格を併せ持つことも必要である。

このため、第Ⅱ期基本計画においては、第Ⅰ期基本計画における重要な目標でもある「統計の有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指し、統計の体系的整備を推進するため、以下の視点に重点を置いた各種施策を、政府一体となって推進する。

### 1 統計相互の整合性の確保・向上

基幹統計を中心とした公的統計の体系的整備に当たって、経済構造統計及び関連した大規模統計に関する新たな枠組みを構築するなど、統計相互の整合性の確保・向上を図る。

また、雇用・労働関連の用語や定義等を整理するなど、統計相互の比較可能性の向上を図る。

さらに、関連する経済統計調査において、共通して把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードを活用した統計を作成するなど、新たな統計整備の在り方についても検討する。

## 2 国際比較可能性の確保・向上

国民経済計算の整備に当たって、平成20年（2008年）から21年（2009年）にかけて国際連合統計委員会において採択された国際基準である2008 S N Aへの対応など、国際比較可能性の確保・向上を図る。

また、各種の統計における国際基準、ガイドライン等の検討に寄与するとともに、その検討動向を踏まえた統計の作成及び提供に努める。なお、国際比較可能性の確保・向上に際しては、報告者の負担や実査可能性にも留意する。

## 3 経済・社会の環境変化への的確な対応

「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における①グローバル化を活かした成長（国際展開戦略）、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。

また、同閣議決定における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。

あわせて、統計の作成及び提供の基盤ともなる実査体制の機能維持を含めた必要な統計リソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。

## 4 正確かつ効率的な統計作成の推進

厳しい行財政事情や調査環境の現状を踏まえ、行政記録情報の更なる活用、情報通信技術（ICT）の進展を勘案したオンラインを利用した調査（以下「オンライン調査」という。）の推進を図るなど、統計の精度を確

保しつつ、効率的に統計を作成及び提供する。

また、事業所母集団データベースを活用し、統計作成の正確性及び効率性を向上させるとともに、統計調査に係る重複是正や調査事項の縮減を図るなど、報告者の負担軽減を図る。

## 5 統計データの透明化・オープン化の推進

統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。

また、オーダーメイド集計について、利用条件を緩和する方向で検討を行うなど、セキュリティレベルや匿名性の程度を踏まえ、統計データの利用形態に応じた提供を検討する。

さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）について、API機能<sup>(注1)</sup>の提供や地図で見る統計（統計GIS）等の充実にに向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化の取組を一層推進する。

---

(注1) 統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式[API (Application Programming Interface)]で提供する機能



## 第2 公的統計の整備に関する事項

### 1 経済関連統計の整備

#### (1) 国民経済計算の整備

国民経済計算は、その計数自体が重要な経済統計であるばかりでなく、関連する統計における概念、定義、記録原則などの基礎と位置付けられている。また、各種統計調査の設計の指針や統計数値間の整合性確保の枠組みも内包している。このため、国際的動向に的確に対応した推計を行っていくことが重要である。さらに、主要先進経済国として、日本が国民経済計算に関する国際的な議論の主導的役割の一翼を担い、その発展に貢献することも必要である。

第Ⅰ期基本計画における国民経済計算関連事項については、平成23年12月に公表された「平成17年基準改定」において、おおむね取組が行われた。

一方、今後の国民経済計算の年次推計については、平成28年経済センサス - 活動調査の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、製造業のデータを従来から推計に用いている構造統計から動態統計に変更すること（いわゆる「代替推計」）を確立する必要があるなど、基礎統計をめぐる条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが何よりも重要な課題である。また、こうした取組に加え、平成28年を目途とする次回基準改定に当たっては、国際連合が定めた国民経済計算の新たな国際基準である2008 SNAへの対応を目指す必要があり、生産面・分配面の四半期別GDP速報の開発等といった重要な課題も検討が必要となっている。さらに、提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現には、国民経済計算と一次統計の連携強化が不可欠である。

このため、第Ⅱ期基本計画においては、以下の取組を重点的に実施する。

#### ア 精度の確保・向上

経済センサス - 活動調査を始めとする基礎統計の変化に対応しつつ、国民経済計算の精度の確保・向上を図るには、産業連関表（基幹統計）との整合を図った上で、国民経済計算の供給・使用表（Supply and Use Tables, SUT）を作成するなど、推計の枠組みを構築・強化する必要がある。

このため、基準年次推計時においては、国民経済計算及び産業連関表の作成部局間における情報共有を通じた整合性の確保に努めるなど、

両統計間の連携を強化する。また、年次推計時において、一次統計の整備及び推計手法の高度化を通じた精度向上等に努めつつ、国民経済計算作成部局と延長産業連関表作成部局間においても、情報共有を通じた整合性の確保に努める。さらに、国民経済計算における推計業務システムを再構築し、計数のチェック体制を強化する。

## イ 国際比較可能性の向上

国際比較可能性の向上という観点からは、2008 S N Aに準拠した改定のための具体的な推計の見直し作業や付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応など、更なる取組の発展・充実を図る必要がある。

このため、国民経済計算作成部局では、2008 S N Aに対応した改定の是非や可能性を検討しており、改定項目に優先順位を付した上で移行を進める。

また、産業連関表及び国民経済計算における基本価格表示の対応については、間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえ検討する必要があり、それらの検討結果を踏まえて、平成27年産業連関表での実現を目指す。

## ウ 提供情報の整備

国民経済計算における有用性の向上及び地域統計の整備を図るため、四半期推計の充実、長期時系列計数の提供、地域経済計算の充実に向けた支援を強化するなど、取組の発展・充実を図る。

## エ 一次統計等との連携強化

国民経済計算の基礎統計に起因する課題を解決するため、報告者の負担及び整備によって得られる効果に配慮しつつ、推計の基礎となる一次統計等の更なる整備と活用方法の開発を進めるなど、取組の発展・充実を図る。

## (2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備

### ア 経済構造統計の整備

経済構造統計は、我が国の全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することにより、事業所及び企業の経済活動等の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、国民経済計算及び産業連関表等における推計の基礎データや、事業所及び企業を調査対象とする各種

統計調査の母集団情報を提供するなど、産業関連統計の基盤となる統計である。

この経済構造統計は、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の二つの基幹統計調査から構成される基幹統計であり、初めて実施された平成21年経済センサス - 基礎調査の結果は平成23年12月に全て公表が完了しており、同じく初めて実施された平成24年経済センサス - 活動調査の結果は平成25年8月から順次公表され、平成26年2月までには全ての公表を完了する予定である。なお、平成24年経済センサス - 活動調査は、国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、関係府省間で当初に合意した平成23年夏頃から平成24年2月に実施時期等を変更せざるを得なかったことに伴い、調査事項の簡素化等を含めた調査の在り方について再検討を行った上で実施している。

また、平成26年経済センサス - 基礎調査については、平成25年1月から運用が開始された事業所母集団データベースのデータの補完を目的として、年間総売上（収入）金額を新たに把握するとともに、国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を平成24年経済センサス - 活動調査に合わせて再整理し、統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る計画である。

経済構造統計については、事業所母集団データベースの本格稼働、経済・社会情勢の変化や、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施状況等を踏まえ、平成28年以降の在り方について検討が必要となっている。

このため、平成28年経済センサス - 活動調査については、平成24年経済センサス - 活動調査の評価結果により明らかとなった課題を踏まえ、調査の円滑な実施と結果精度の向上に向け調査計画の見直しを行う。

また、平成28年経済センサス - 活動調査と5年後に実施する平成33年経済センサス - 活動調査の中間年における、母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。

## イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築

平成18年に取りまとめられた「経済センサスの枠組みについて」においては、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施に併せて、関連する既存統計調査との関係を整理しており、関係府省は同枠組みに定められた取組を行っている。

一方で、経済構造統計を取り巻く環境は、事業所母集団データベースの本格稼働、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施・見直しが進められるなど、大きく変化している。

また、各種経済統計の精度向上に当たっては、副次的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であるものの、サービスに関する生産物分類は設定されていない。さらに、各種経済統計における売上高等の経理項目については、企業ごとに異なる会計処理（消費税込、消費税抜）が存在しており、その対応も必要となっている。

このため、経済センサス - 活動調査の在り方及び関連する大規模統計調査との役割分担を含めた新たな枠組みの構築に向けた検討を行うとともに、サービスの分類を含んだ、生産物分類の設定に向け、段階的に検討を進める。また、売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）については、報告者の負担を考慮しつつ、結果表章の在り方について検討を進める。

### (3) サービス産業に係る統計の整備

我が国経済における第3次産業の割合は、GDPで7割を占めるに至っているが、サービス産業に係る統計は、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものとはなっていなかった。こうした背景から、サービス産業動向調査が創設され、平成25年1月からは、企業単位の調査の導入による精度向上や都道府県別売上高の把握を含めた見直しが行われるなど、サービス産業に係る統計の整備が進められている。

しかし、サービス産業に係る統計については、社会や経済の実態をよりの確に捉えるため、その重要性がますます高まっており、既存統計の更なる精度向上や、産業としてのサービスに関する統計の整備が必要とされている。

このため、サービス産業動向調査及び第3次産業活動指数については、引き続き有用性の確保・向上に取り組むとともに、サービス産業の全体像を把握する上で重要な付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進める。

### (4) 企業活動に係る統計の整備

関係府省は、企業活動に係る統計整備の一環として、情報通信業基本調査及び純粋持株会社実態調査等を創設・実施し、特定分野における企

業活動や企業のサービス活動の把握に努めている。

一方で、企業活動の多角化やグループ化等が一層進展していることに伴い、企業活動をよりの確に把握するための統計整備が求められており、特に、企業・企業グループ内での分業や取引、企業のサービス活動などについて、産業横断的に把握する必要性が高まっている。また、事業所単位では、費用等を始めとした経理項目や資本・土地などのストック面について把握が困難となっていることから、企業活動に係る統計の整備の中で併せて検討する必要がある。

このため、関係府省が実施している企業を対象とした既存統計調査については、経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）を中心に、全産業共通的に把握する必要がある項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用した結合集計を段階的に作成及び提供する方向で検討を進める。その際、経済構造統計を軸とした新たな枠組みの検討における経済センサス - 活動調査の在り方及び関連する大規模統計調査との役割分担の検討状況に留意する。

また、企業内取引及び企業グループ活動を明らかにする統計の作成及び提供に関する検討を推進するとともに、法人企業統計調査（基幹統計調査）の精度向上について引き続き検討を進める。

#### (5) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備

関係府省は、経済活動のグローバル化に関連して、海外事業活動基本調査における報告対象者の把握向上、国民経済計算の平成17年基準改定における政府財政統計の主要項目の推計・公表などの取組を進めている。

一方、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においては、グローバル化のメリットを生かして持続的な成長の実現をすることが主要な施策として掲げられていることから、国際経済取引や企業の国際化を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が高まっている。

また、G20データギャップ・イニシアティブにおいて、平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となり得るリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、国際通貨基金（IMF）が新たな経済・金融統計の公表基準（SDDSプラス）への参加を要請している。

このため、国際収支マニュアル第6版に準拠した国際収支統計の見直しの定着度合や利用者の反応をフォローアップする。また、企業の貿易

取引に係る情報の高度利用、海外事業活動のよりの確な把握についての更なる取組を行う。

また、SDDSプラスへの参加に必要なデータ整備に向けた検討を推進する。

## 2 分野別経済統計の整備

### (1) 環境に関する統計の整備

世界的に重要な課題であり、また、我が国においても国民の関心が高まっている地球環境問題については、課題解決に向けた対応の基礎となる統計の整備が不可欠である。この取組の一環として、関係府省は、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や、廃棄物及び副産物の把握など、地球温暖化対策等に関連した統計の整備を進めている。

一方、「環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）においては、環境に関する統計の整備を行うこととされており、また、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても、地球環境への貢献や、環境・エネルギー制約の克服等が掲げられており、このような環境・エネルギーを取り巻くニーズへの的確な対応が必要となっている。

また、温室効果ガスの排出量等は、関連する様々な分野の統計を組み合わせて算出されているが、廃棄物等に関する統計やエネルギーに関する統計の精度向上等が重要な課題となっている。

さらに、環境分野分析用産業連関表は、平成17年表の作成（平成25年度公表予定）の際、基礎となる部門別の投入量等に係る精度の高いデータが十分に得られなかったことから、平成23年表の作成に向けてその課題解決も必要となっている。

このため、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握することなど、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる整備や、廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた検討に引き続き取り組み、エネルギー消費に関する統計データの精緻化及び精度の高い環境分野分析用産業連関表の作成を行う。

また、エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、総合エネルギー統計、産業連関表、国民経済計算などの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。

### (2) 観光に関する統計の整備

観光に関する統計の整備については、「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）及び国際連合統計委員会における観光統計に

関する国際勧告2008等において、観光統計の適切な整備が求められたことから、関係府省による旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査の充実、都道府県の観光入込客統計に係る共通基準の策定、旅行・観光サテライト勘定（Tourism Satellite Account。以下「T S A」という。）の作成・公表などが進められている。

しかしながら、観光入込客統計については、調査結果の安定性の向上の課題があり、T S Aについては、未作成の表があるなど、引き続き、精度向上等に取り組む必要がある。また、我が国の観光地域における実態を把握するため、経済センサス - 活動調査の結果と接合した統計を作成することを考慮して、新たに平成24年に実施した観光地域経済調査については、調査結果の検証を踏まえ、今後の在り方についての検討が必要となっている。さらに、上記調査に加え、公的統計として訪日外国人消費動向調査を整備してきたが、観光に関する統計は、官民の各主体が様々な目的で作成していることから、総合的に利用するためには、課題がまだ存在する。

また、新たな「観光立国推進基本計画」（平成24年3月30日閣議決定）において、観光に関する統計の整備・利活用の促進を推進することとされており、「日本再興戦略」においても、観光資源の更なる活用が求められるなど、観光統計の整備が必要となっている。

このため、T S Aの更なる充実、都道府県の観光入込客統計に関する更なる改善を行うとともに、宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査の精度向上に取り組む。また、観光地域経済調査の在り方を含め、観光統計の体系的整備について検討する。

### (3) 交通に関する統計の整備

交通に関する統計は、統計の安定性・連続性に加え、輸送モード<sup>(注2)</sup>間における比較可能性の向上及び社会・経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等について検討が必要となっている。

また、「総合物流施策大綱」（平成25年6月25日閣議決定）の策定を契機として、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上や、自動車輸送統計（基幹統計）を中心とした交通に関する統計の体系的整備も求められている。

このため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握、内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上、自動車輸送統計を中心とした統計の体系的整備など、交通に関する統計の整備を推

---

(注2) 鉄道、船舶、自動車、飛行機などの輸送手段をいう。

進する。

#### (4) 建設・不動産に関する統計の整備

国土交通省は、第Ⅰ期基本計画に沿って、企業の不動産（土地及び建物）ストックをよりの確に把握するため、5年周期で実施する法人土地基本調査（基幹統計調査）と、密接な関係を有することから同時に実施していた法人建物調査を統合し、法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）として平成25年に実施した。また、土地取得に関する動向（フロー）の把握のため毎年実施していた企業の土地取得状況等に関する調査も、法人土地・建物基本調査に統合して実施したが、政策ニーズ等を踏まえ、平成26年度以降のフローに係る調査の必要性・位置付け等について改めて整理することが必要となっている。あわせて、我が国における土地について体系的に整備をする場合、法人のみならず個人や世帯を含めて検討することも必要となっている。

一方、建設に関する統計の整備については、建築物の新規着工工事額が、ピーク時の半分以下に低下していることや、少子高齢化が進む中で、建築物市場を取り巻く環境が大きく変化していることから、経済動向の分析や関連施策の展開にとって、その市場実態を的確に把握することが重要となっている。特に、建築物リフォーム・リニューアル調査については、一定の機能向上等が図られる投資部分と機能向上等を伴わない部分に区別した把握が行われていないなどの課題があり、その改善が急務となっている。

このため、5年周期で実施する法人土地・建物基本調査の中間年における土地取得のフローを継続的に把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討する。また、平成25年の法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、我が国における土地の所有・利用状況全体の捉え方について検証する。

また、建築物リフォーム・リニューアルについては、建設総合統計及び国民経済計算への反映等を目的として、建築着工統計（基幹統計）で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理などを含め、建築物リフォーム・リニューアル投資額等の正確な把握に向けた取組を推進する。

### 3 人口・社会、労働関連統計の整備

#### (1) 社会保障全般に関する統計の整備

社会保障全般の状況を総合的に示す社会保障費用統計（基幹統計）に



については、諸外国の統計との比較可能性を向上させる観点から、基幹統計化を行い、国民経済計算を含め、各種の国際基準に基づく統計との整合性の向上を図っている。

また、「経済協力開発機構（OECD）における国民保健計算の体系（A System of Health Accounts。以下「SHA」という。）手法に基づく保健医療支出推計」については、医療保険制度や医療経済における重要な加工統計である国民医療費において、行政記録情報を活用するなどして、精緻化・集計の拡充を図り、国際比較可能性の向上に配慮した集計に努めている。

これらの統計については、少子高齢化が急速に進展している中、社会保障政策に係る国民の関心の高まりを背景に、提供する統計データの一層の充実が求められている。また、OECDのSHA手法については、現在も継続して検討が進められていることから、国際比較可能性の更なる向上に対応することが必要となっている。

このため、社会保障費用統計については、一層の公表時期の早期化、集計項目の細分化などに努める。また、SHA手法に基づく保健医療支出推計については、国民医療費の精度向上に努めるとともに、OECDにおけるSHA改定に積極的に関与し、国際比較可能性の向上を図る。

また、多数の統計調査及び行政記録情報に基づき作成及び提供されている医療、福祉及び介護関係の統計については、関連する統計体系を明らかにし、利便性、有用性等の向上を図る。

## (2) 人口減少社会に対応した統計の整備

関係府省は、少子高齢化の進展や暮らし方の変化を的確に捉えるため、関連する統計において、①就業と結婚、子育てと介護等の関係を分析する調査事項の追加、②21世紀出生児縦断調査等の縦断調査における世代間比較等のための新たな標本の追加、③集計の充実などの取組をそれぞれ行っている。

しかし、平成22年国勢調査（基幹統計調査）の結果が示すとおり、我が国では、本格的な人口減少社会を迎え、高齢者の増加割合がますます上昇し、生産年齢人口の割合が大きく低下するなどの少子高齢化を背景とした社会構造の変化を、よりの確に把握するための統計の整備が一層必要となっている。

このため、関係府省は、国勢調査及び現在推計人口等の人口や世帯の姿を明らかにする基本的な統計について、調査方法の見直しや公表時期の早期化等に努めるとともに、社会生活基本調査（基幹統計調査）や国

民生活基礎調査（基幹統計調査）等の社会生活、国民生活の基礎的事項を明らかにする統計について、調査内容の見直しや地域別集計の充実等を図る。

また、関係府省は、利活用目的に応じ、集計手法を工夫するなどして、特定年齢層の状況をより詳細に明らかにする統計データを提供する。

### (3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

関係府省は、学校教育関連統計及び社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計について、学校教育を取り巻く環境変化への対応や、教育機能を総合的に把握する観点から、学歴等の教育関連項目の追加などの改善・検討を順次行っている。

一方、学校教育関連統計については、社会問題となっている「いじめ」の実態をよりの確に把握することや、教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に経済負担等をよりの確に把握することが必要である。

また、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計については、近年の就職ミスマッチなどによる若者の早期離職や未就業等の雇用状況の改善に向けて、学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の整備が求められている。

このため、学校教育関連統計については、「いじめ」等の実態を都道府県別に把握する児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における客観的な調査基準の設定等に取り組むとともに、報告者の負担を考慮した上で、子どもの学習費調査における調査内容の追加を検討する。また、学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計については、既存統計調査との連携も含めて、実現に向けて引き続き検討する。さらに、教育委員会が重要な役割を担う社会教育調査（基幹統計調査）については、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果を踏まえつつ、生涯学習という、より広い視野からの統計整備を検討する。

### (4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

関係府省は、企業活動の変化や働き方の多様化等を分析するための関連統計について、近年増加を続けている非正規雇用の実態や労働市場の実態を把握するため、有期雇用契約期間や実労働時間のより適切な把握のための調査事項を追加するなどの取組を行っている。

しかしながら、「日本再興戦略」に基づき、労働移動支援型への政策転換、多様な働き方の実現などの新たな取組が進められており、また、

国際労働機関（ILO）において、失業者等の概念・定義の見直しが進められていることから、このような変化に対応した統計の発展・充実を図る必要性が一層高まっている。また、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるため、関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しも求められている。

このため、労働統計については、同一企業内における雇用形態の転換のよりの確な把握についての検討とともに、国際基準の見直しへの対応や非正規雇用の実態等をよりの確に捉える労働者区分の整理・見直しなどの取組を推進する。

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

##### (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

事業所母集団データベースは、正確かつ効率的な統計の作成及び報告者の負担軽減を図ることを目的に、統計法第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用や、法人その他の団体に対する照会等の方法により整備を進めている。

同データベースを所管する総務省では、平成25年1月からシステムの運用を開始し、平成21年経済センサス - 基礎調査など主要な経済統計調査の結果や行政記録情報（商業・法人登記情報、労働保険情報及びE D I N E T<sup>(注3)</sup> 情報）を活用した企業及び事業所に対する照会結果等の情報について順次記録を行っている。また、平成25年度からは、事業所や企業を対象とした統計調査の母集団情報となる年次フレーム<sup>(注4)</sup>の作成及び提供を開始している。

一方、事業所母集団データベースについては、正確かつ効率的な統計の作成を推進するための母集団情報の提供、報告者の負担軽減を図るための重複是正など既存の機能に加え、同データベースの共通事業所コードを活用した異なる統計調査のデータを結合した統計の作成、既存統計の作成に当たっての補完情報の提供など、新たな機能の充実・発揮が求められていることから、今後とも一層のデータ蓄積や利活用の推進を図る必要がある。

このため、年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。

また、今後の母集団情報の整備に当たっては、諸外国の事例や報告者及び調査実施者双方の負担等も勘案して、新たな行政記録情報や民間情報の活用、企業及び事業所に対する照会業務の拡充等に重点を置いた取組を推進する。なお、これらの取組に当たっての人材育成や体制整備等にも努める。

さらに、データの有効活用の観点及び経済活動をよりの確かつ適時に把握する観点から、諸外国の事例を参考としつつ、事業所母集団データベースを活用した新たな統計の作成及び提供に向けた取組を推進する。

---

(注3) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（Electronic Disclosure for Investors' NETwork）

(注4) 毎年度の決められた時点を基準に、事業所母集団データベースにより整備した母集団情報

## (2) 行政記録情報等の利活用の推進

### ア 行政記録情報等の活用

行政記録情報等の活用は、報告者の負担軽減や効率的な統計作成という観点から重要な取組であり、各府省は統計調査計画の企画に際し、活用できる行政記録情報等の有無等について確認した上、調査事項の削減等を通じた報告者の負担軽減等に努めている。

一方、統計調査に対する国民や企業の協力が得られにくくなるなど、統計調査を取り巻く環境が更に厳しさを増している中、行政記録情報等の活用は、報告者の負担軽減や効率的な統計作成のみならず、正確な統計作成という観点からも、一層重要となっている。なお、行政記録情報等の活用にあたっては、当該情報の電子化の状況や電子化に要する費用と、軽減される報告者の負担等を総合的に勘案することも必要である。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、その取組の一環として、行政記録情報等から作成される業務統計の公表を促進することも必要となっている。

このため、各府省は、引き続き統計調査実施の企画にあたっては、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。なお、所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。

また、統計法第29条第1項の規定に基づく行政記録情報等の保有機関に対する提供要請の規定を活用することも視野に、報告者の負担軽減や正確かつ効率的な統計作成に引き続き努める。なお、秘密保持の確保を含む法令の規定による制約など、保有機関が行政記録情報等を提供することを困難とする合理的な理由が存在する場合には、その代替措置として、電子化の状況等を踏まえた統計作成機関からの要望に対応し、特別集計の形態による集計表の作成を行うことも、引き続き原則とする。この場合の費用等は、原則として当該統計作成機関が負担する。

さらに、統計データの透明化・オープン化等の推進や、統計作成に行政記録情報等を活用することの有用性等に関する理解を得る取組等の一環として、業務統計の作成・公表状況や行政記録情報等の統計への活用実態等を定期的に把握し、国民に情報を提供するとともに、未

公表の業務統計の公表を促進するなどして、行政記録情報等の利活用を推進する。なお、国際的な動向も踏まえつつ、行政記録情報等を含むビッグデータ<sup>(注5)</sup>の統計作成への利活用及び統計データのビッグデータへの活用について研究を進める。

## イ 社会保障・税番号制度の統計への活用

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が平成25年5月に成立し、社会保障・税番号制度が平成28年1月から本格運用される予定である。

この社会保障・税番号制度では、法人番号は原則公表され、民間での利用も可能とされている一方で、個人番号の利用は、番号法に規定する社会保障の給付や税の賦課徴収、防災に関する事務等に利用が制限されており、番号法の施行後においても統計への活用はできない状況である。なお、この個人番号の利用範囲の拡大については、番号法の施行後3年を目途に、検討を行うこととされている。

このため、統計の正確かつ効率的な作成及び提供という観点から、法人番号の運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースにおける利用に向けて検討するとともに、個人番号の利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。

## (3) オンラインを利用した調査の推進

正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るためには、ICTの急速な発展に伴う高度情報化社会の到来を踏まえ、統計調査の調査方法にオンライン調査を導入するとともに、導入後のオンライン回答の促進などに取り組むことが有効である。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」においても、世界最高水準の電子政府を目指す取組の一環として、オンライン調査の徹底等を第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることが求められている。

このため、統計調査実施の企画に際しては、オンライン調査の導入を検討することを原則とする。なお、所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。

また、この検討に当たっては、オンライン調査の導入が有効と思われる

---

(注5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ

る統計調査については重点的な検討を行うとともに、導入している統計調査についてはオンライン回答率の向上方策を検討する。

さらに、オンライン調査を推進するに当たっては、各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を図り、府省一体となった取組を行うことが必要であることから、各府省間の情報共有を推進するとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能改善・拡充等を通じた報告者の利便性の向上を図る。

なお、オンライン調査の推進に当たっては、関連するプログラム開発やランニングコスト等の費用が見込まれることから、その点について十分に勘案する必要がある。

#### (4) 統計基準等の見直し

統計基準は、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として、重要な役割を担っており、その設定や見直しを適時・的確に行うことが必要となっている。

統計法第28条の規定に基づく統計基準については、これまで日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）、疾病、傷害及び死因の統計分類（平成21年総務省告示第176号）、日本標準職業分類（平成21年総務省告示第555号）、指数の基準時に関する統計基準（平成22年総務省告示第112号）及び季節調整法の適用に当たっての統計基準（平成23年総務省告示第96号）が設定されている。

これらの統計基準については、今後とも、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

一方、統計基準として設定しないものの、統計相互の整合性や比較可能性の向上、経済活動のよりの確な把握等に資する観点から、生産物分類や労働者の区分等について検討する。

また、各種統計における年齢階級、事業所規模等の集計結果の表章区分については、作成目的に応じて個別に設定されているものであるが、統計相互の整合性や比較可能性、統計ニーズ等への的確な対応を図る観点から、その現状を整理した上で、統計の継続性にも留意しつつ、標準的な区分の在り方について検討する。統計作成府省は、所管統計における男女別表章、各歳別表章、地域別表章等の充実を図る際、この検討結果も踏まえ、関連統計間における整合性の確保に努める。

## 2 統計リソースの確保及び有効活用

### (1) 統計リソースの確保のための取組

厳しい行財政事情の下、統計リソースに限りがある中、必要な統計の品質を確保しながら、新たなニーズに対応するため、各府省は統計リソースの確保に努めるとともに、所管統計調査に係る調査事項・報告者数の見直しなど、業務の効率化・合理化に取り組んでいる。

一方で、社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであることから、統計リソースの確保及び有効活用に向けた取組の一層の推進を図る必要がある。また、各府省における新たな統計の作成や統計調査実施の企画等の支援を強化することも必要となっている。

このため、各府省は、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した統計を体系的に整備し、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供するため、統計リソースの確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行う。なお、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、引き続き取組状況に関する情報の共有などを行う。

また、既存組織の活用・充実を図るなどして、公的統計に共通する研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援する仕組みを整備する。

なお、府省横断的な基幹統計調査の実施に当たっては、必要に応じて共管・共同調査として実施するとともに、緊急ニーズに対応した統計の作成及び提供に当たっては、特別集計や、既存統計調査の調査項目の追加や付帯調査として実施することを検討する。

### (2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携

地方公共団体の統計部局は、基幹統計の作成及び提供に当たって重要な役割を担っているのみならず、地域の視点からの基幹統計の改善にも大きく寄与している。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率の向上や記入内容の正確性の確保など統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与しており、調査体制の機能維持や各府省と地方公共団体の連携は重要かつ不可欠なものとなっている。

このような状況を踏まえ、各府省では、地方公共団体及び統計調査員の業務量の軽減や平準化、地方公共団体における統計の作成の支援等を図るため、①国直轄調査の導入、②調査対象業種や調査系統の見直し、③民間事業者のノウハウを活用したコールセンターの設置、④地域別表



章の充実・支援、⑤登録調査員の確保・育成等に努めている。

しかし、個人情報保護意識の高まりによる報告者の協力意識の低下や、単身世帯の増加などに伴う統計調査をめぐる環境は厳しさを増す一方で、統計調査員の確保が困難となっており、更に都道府県の統計主管課の職員や市町村の統計職員の削減も進められている。

また、基幹統計調査の実施に当たっては、引き続き国の責任で作成することを前提に、国と地方公共団体の協力及び適切な役割分担の下に、協働して取り組むことが必要不可欠であるとともに、関係府省は引き続き地域別表章の充実、支援等に取り組むことも必要となっている。

このため、関係府省は、調査体制の機能維持を図るため、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び平準化を図るとともに、地域別表章の充実・支援等を実施する。

また、関係府省は、地方公共団体とも連携し、統計調査員の役割や重要性等に関する周知を引き続き推進するとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善等に関する取組を継続的に実施する。

さらに、統計調査事務地方公共団体委託費について、都道府県の実情や意見も踏まえ、運用を見直す。

### (3) 統計職員等の人材育成・確保

公的統計の作成においては、その作成に携わる職員が専門的能力を十分に発揮することが重要であり、我が国の統計組織全体としても、質・量ともに専門性の高い人材を育成確保することが必要不可欠となっていることから、各府省では、人材育成方針・研修計画等を策定し、人事交流や研修の充実等、質・量の確保に努めている。

一方で、各府省の統計職員については、量的な確保がますます困難となっている中、質的な維持・向上を図ることが一層重要となっている。

このため、各府省は、これまで以上に人材の確保・育成を意識した人事交流や研修を充実するなど、これまでの多面的な取組の更なる定着の促進を図る。その際、これまでの取組状況を踏まえ、特に効果がある取組を重点的に推進する。

また、各府省等の統計職員等の人材育成に重要な役割を担っている総務省統計研修所の研修機能を拡充する。

### (4) 災害発生時等の備え

公的統計は、大規模災害等の発生時に、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデー

タとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。各府省では、平成23年3月に発生した東日本大震災に際し、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外するとともに、加工統計の作成に用いる統計を変更するなどの措置を講じ、また、調査結果を活用した特別集計等により、被災に係る統計を公表している。

一方、総務省が実施した東日本大震災に係る統計関係の施策等に関する調査研究の結果では、①災害時の統計リソースの想定や府省・県間の情報連携などの体制面、②統計調査員の安全確保などの実査面、③集計・公表面における課題等がみられたことから、これらの課題解決に向けた取組が今後必要である。

このため、災害発生時等の備えとして、大規模災害発生時の対応に関する課題を抽出し、対応指針を取りまとめるとともに、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、順次取組を進める。

#### (5) 民間事業者の活用

厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、適正に民間事業者を活用することが重要である。

一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。

また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の体制といった点に留意する必要がある。

このため、民間事業者の活用については、民間事業者のノウハウ・リソースを積極的に活用し、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、後記3(2)統計の品質保証活動の推進結果を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成24年4月6日改正）に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。

### 3 統計調査環境の改善

#### (1) 統計ニーズの的確な把握

社会経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供を行うに当たっては、統計利用者の利便性の向上を図った上で、統計利用者等のニーズを把握し、公的統計の改善を図ることが重要である。各府省では、従来から実施してきた個別の取組に加え、内閣府統計委員会における統計利用者等との意見交換会の開催及びe-Statを活用した統計ニーズに係るアンケート調査の実施等により、府省横断的な統計利用者のニーズを把握し、統計の見直しや統計データの提供拡大等に努めている。

一方で、社会経済情勢の変化に対応した統計の整備及び統計データの提供を推進するためには、統計ニーズをよりの確に把握することが必要となっている。

このため、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の一層の活性化を図る。また、統計ニーズに係るアンケート調査の内容を見直すとともに、各府省が個別に把握しているニーズの情報共有を図るなど、連携を強化する。

#### (2) 統計の品質保証活動の推進

利用者のニーズに対応した公的統計の作成及び提供、その品質の表示並びに評価及び改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す品質保証の活動は、社会経済情勢の変化等に的確に対応した統計を効率的に作成する上で重要な取組である。各府省では、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成23年4月8日改正）に基づき、所管統計の品質表示・評価に関する取組に着手している。

しかし、各府省の品質保証活動に関する取組、特に品質評価に関する取組は、必ずしも十分な成果を挙げるに至っておらず、取組の強化が必要となっている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、その一環として、統計調査の実施過程の管理方法等に関する品質評価の取組である「公的統計のプロセス保証」を、品質保証活動に導入することが有効である。

このため、各府省は、品質評価を中心に品質保証活動の取組を強化し、既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進するとともに、プロセ

ス保証を導入する方向で、公的統計の品質保証に関するガイドラインの見直しを実施する。

### (3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等

統計調査において正確な情報を円滑に報告してもらうためには、統計調査の結果が行政機関や企業、個人等においてどのように利用され、役立っているか、また、統計調査の報告に協力しないことがどのような影響を及ぼすかを、国民や企業に正しく理解してもらうことが重要である。各府省では、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ。以下「行動指針」という。）に基づき、ホームページの見直しや個別の協力要請を行うなどの取組に努めている。

しかし、個人、企業等における情報保護意識の高まりや、報告者の協力意識の低下などに伴い、統計調査をめぐる環境は一層厳しさを増しており、広報・啓発活動の充実が必要不可欠となっている。また、行動指針に基づく統計調査に対する非協力者への対応についても、各府省における取組の推進を図る必要がある。

このため、各府省は、行動指針を踏まえ、取組の充実を図ることを基本的な方針として、各府省における取組状況の情報共有を図るなど、効率的かつ効果的な取組の推進を図る。また、統計調査に対する非協力者への対応を総合的な観点から引き続き検討する。

### (4) 統計リテラシー等の向上

国民の統計調査に対する協力意識を高めるためには、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力である「統計リテラシー」や、統計調査への協力並びに統計データを利用するために必要な意識及び倫理観である「統計倫理」を重視した統計教育が重要である。各府省は、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトの充実・見直し等の取組を進めている。

一方で、教育現場においては、学習指導要領の改訂もあり、統計教育に関する関心は高まっているものの、具体的な指導方法に苦慮しており、実践的な教材の作成や情報提供、教師への研修の充実等が必要となっている。また、大学生、社会人等に対しては、統計に対する理解及び関心を深めるため、一般の講義等においても広く活用可能なマイクロデータ<sup>(注)</sup>

---

(注6) 集計していない個票形式のデータ

6) の作成及び提供も必要となっている。

このため、各府省は、地方公共団体の協力も得て、統計データを用いた実践的授業の推進を図るとともに、教育関係団体等とも連携し、適切な教材の作成及び提供等を実施する。さらに、教員等を対象とした研修の拡充や、教育関係者のニーズに応じた研修内容の充実等の取組を進める。

また、広く一般に提供可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」<sup>(注7)</sup>については、提供に向けた取組を推進するとともに、その取組状況の情報共有を通じて、各府省の取組を促進する。

#### (5) 研究開発成果の共有

各府省は、正確かつ効率的な統計作成を推進するため、標本理論や推計技術等に係る専門的な知見を有する学識経験者と連携するなど、研究開発の継続的な取組に努めている。

一方、各府省における研究開発の成果は、主に所管統計又は統計調査の見直しへの活用にとどまっており、府省間の情報共有が必ずしも十分とはいえない。また、調査環境が厳しさを増す中、未回答事項の処理方法、マッチング技法の開発など、府省横断的に活用可能な研究課題については、その成果を共有しながら、各府省がそれぞれの課題に応じた研究開発を推進することが効果的かつ効率的である。

このため、総務省を中心として、各府省における研究開発の成果を共有できる仕組みを構築した上で、その成果を共有しながら研究開発の推進に努める。

### 4 統計データの有効活用の推進

#### (1) 調査票情報等の提供及び活用

調査票情報等の提供及び活用<sup>(注8)</sup>は、国民の負担によって収集された調査票情報をより有効に活用する観点から、平成19年の統計法全面改正に際して、拡充が図られた取組であり、各府省は第I期基本計画に沿って、オーダーメイド集計への対応、匿名データの作成及び提供等の取組を進めている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの

---

(注7) 集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なマイクロデータ

(注8) 統計法第3章に規定する①調査票情報の二次利用（第32条）、②調査票情報の提供（第33条）、③オーダーメイド集計（第34条）及び④匿名データの作成及び提供（第35条及び第36条）の総称

透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、調査票情報等の提供及び活用に係るサービスの充実や利用条件の見直し等による一層の利用拡大が求められている。

このため、調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、法制度上の整理を含め、①調査票情報の提供におけるオンラインの利用やプログラム送付型による集計・分析への段階的な移行、②匿名データの作成及び提供における提供対象統計調査の種類や年次の追加等によるサービスの充実、③オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討を進める。

また、「統計データ・アーカイブ（仮称）」については、調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎として、引き続き具体化に向けた検討を進め、早期に結論を得る。なお、今後も引き続き、調査実施部局における調査票情報等の適切な保管を徹底する。

## (2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

各府省では、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく各種の取組を推進し、政府統計共同利用システムへのデータ登録の推進や、操作の簡素化・検索機能の見直しなどによる利用環境の向上・高度化を進めている。

一方、統計データを国民が容易に利用可能な形で適時に提供することは、統計の有用性の確保、報告者の理解と協力意識の醸成という観点から、ますます重要となっている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」においても、世界最高水準の電子政府を目指す取組の一環として、統計データの透明化・オープン化等を第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされている。

このため、各府省は、引き続き政府統計共同利用システムへのデータ登録の拡充を図ることにより、府省間でのデータ共有や、国民に対する有用な統計データの提供を推進する。

また、政府統計共同利用システムの情報提供機能については、利用者のニーズを踏まえた改善を図るとともに、API機能の提供や統計GISの充実等についても検討する。

## 5 国際協力及び国際貢献の推進

### (1) 国際機関への情報提供の推進

経済・文化などの様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を超え、地球規模で資本や情報がやり取りされるグローバル化が進展する中で、公的統計は、世界的な金融・経済危機のリスクを分析するために必要な情報を提供するなど、重要な役割を担っている。

我が国では、これまでも、①国連統計委員会やOECD等の国際会議及び各種専門家会合に参加し、各種の国際的な統計基準・ガイドラインの検討、設定等に寄与しているほか、②各国の国内総生産の実質比較を行うことを目的とした国際比較プログラム（ICP）等の国際的な統計事業に参加するとともに、③IMFの特別データ公表基準（SDDS）による統計情報の交換等に協力しており、このような国際的な統計活動の重要性は従来に増して高まっている。

また、国際機関等による国際会議、専門家会合等への参加は、我が国の統計職員における国際的な対応力強化という人材育成の観点からも、重要な取組である。

しかしながら、これらの取組は、我が国の統計リソースの制約等もあり、必ずしも十分とはいえない状況であり、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけでなく、我が国の統計職員の人材育成の観点からも、これらの取組を一層強化する必要がある。

このため、分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国の統計情報の提供について、総務省を中心として全体的な状況を把握するための仕組みを構築するとともに、積極的に国際機関への統計情報の提供に努めるなど、国際協力の充実を図る。

### (2) 発展途上国等への支援

統計により人口や産業の実情を正確に把握することは、国家や地方行政機関における円滑な行政運営を進める上で、不可欠の要素となっている。特に、発展途上国においては、限られた資源や援助を効果的に活用するためにも、各種施策の基盤となる統計組織の整備、人材育成等が重要となっている。

我が国では、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じたカンボジア政府統計能力向上プロジェクトによる専門家派遣や、国連アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力、内閣府経済社会総合研究所経済研修所等における各国政府からの研修生の受入れなどを通じた支援を行っているものの、統計リソースの制約等もあり、その取組は必ずしも十分

とはいえない状況である。

このため、各府省は、JICA等と連携し、統計関係の国際機関等への統計専門家の派遣、発展途上国等諸外国からの統計に関する研修生の受入れなど、統計分野における積極的な国際貢献に努める。



## 第4 基本計画の推進

### 1 施策の効果的かつ効率的な実施

基本計画を実効性のあるものとするためには、各府省間で密接な連携を図ることや施策の進捗状況を適時適切に点検し不断の推進を図ることが不可欠である。

このため、各府省は、公的統計基本計画推進会議を通じた各府省間の連携を一層推進するとともに、第Ⅱ期基本計画に掲げた施策に応じて推進体制を再構築し、府省一体となった取組を促進する。

また、統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画の施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策を更に推進するため、以下の取組を統計法第55条第3項に基づき重点的に実施する。

第一に、経済・社会情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。

第二に、統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したものからその対応状況を計画的にフォローアップする。また、統計調査の実施現場の現状を把握するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会の審議に活用する。

第三に、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、非対称分布推計の見直し等）に関する研究や日本学術会議及び関連学会との連携強化方策について検討し、取組の推進を図る。

### 2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、社会の情報基盤としてあらゆる分野に関係するため、政府における各種法定計画等においても、「証拠に基づく政策立案」の推進や国際比較可能性の向上の観点から、それぞれの分野における統計の整備が必要に応じて掲げられており、統計に関する課題の解決に向けて連携した取組を行う必要がある。

このため、第Ⅱ期基本計画の推進に当たっては、各種法定計画等における統計の整備及び当該分野における各種施策との整合性に留意するなど、政策の信頼性及び客観性の確保に資するよう取組を推進する。

また、公的統計の整備に当たっては、幅広く国民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、引き続き、国民に対する確かな情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備 ア 精度の確保・向上	◎ 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、推計精度向上を図る。	内閣府	平成28年度末までに実施を目指す。
	◎ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表、延長産業連関表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。	内閣府、経済産業省、産業連関表作成府省庁	平成26年度から実施する。
	◎ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。	内閣府	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 延長産業連関表について、推計手法の高度化や一次統計の整備等を通じた精度向上を図る。また、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	平成26年度から精度向上の検討を行い、次回の延長産業連関表の基準改定までに結論を得る。
	◎ 統計上の不突合の原因の一つとなっているGDP（生産側）推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。	内閣府	平成26年度から実施する。
	◎ 国民経済計算における推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実にを行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
イ 国際比較可能性の向上	◎ 2008 SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
	◎ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連	産業連関表作成府省庁、内	平成23年産業連関表の確報が公表

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。	閣府	される平成27年度から検討する。
	◎ 国民経済計算と産業連関表の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応を検討する。	産業連関表作成府省庁	平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する。
ウ 情報提供の整備	◎ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。	内閣府	平成28年度の基準改定後できるだけ速やかに参考系列の公表を目指す。
	◎ 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供を進める。	内閣府	平成28年度の基準改定時以降できるだけ速やかに実施する。
	○ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向け、地方公共団体に対する支援を強化する。	内閣府	平成26年度から実施する。
エ 一次統計等との連携強化	◎ 経済センサス - 活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する。
	◎ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の	内閣府	平成26年度から検討す

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。		る。
	◎ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の整備等についての有用性、必要性を整理する。	内閣府	平成26年度から検討する。
	◎ 建設業の産出額をよりの確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。	内閣府	平成28年度末までに結論を得る。
	◎ 上記1(1)ウの支出面の四半期推計の精度確保や生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報の確保について、サービス産業動向調査を中心に検討する。	内閣府	平成26年度から検討する。
	◎ 商品別供給・需要の推計を行うためのコモディティ・フロー法における商品別配分比率の推計、企業を事業所単位に変換するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う。	内閣府	平成26年度から検討する。
	◎ 上記、1(1)エに記載した事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。	総務省、内閣府、産業連関表作成府省庁、一次統計作成府省	平成26年度から実施する。
(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	◎ 平成28年に実施される経済センサス - 活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。	総務省、経済産業省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、	総務省	平成27年度末までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。		
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の統一化、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。	総務省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。	総務省、関係府省	平成30年度末までに結論を得る。
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。	農林水産省	平成28年度から実施する。
	○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、関係府省	平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。
(3) サービス産業に係る統計の整備	○ サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。	総務省	できる限り速やかに結論を得る。
	○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	次回基準改定までに結論を得る。
	○ サービス産業に係る統計の横断的整備として、関係府省の協力を得て、付加価値等	総務省	平成26年度から実施す

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	の構造面を把握する統計の在り方について研究を進める。		る。
(4) 企業活動に係る統計の整備	○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。	総務省、経済産業省	上記の検討を踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。
	○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	◎ 平成24年経済センサス - 活動調査結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、純粋持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成29年度末までに結論を得る。
	◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。
(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	○ 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等と	財務省	平成28年度末までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	いった観点から、引き続き、その作成が可能か否かを検討する。		
	○ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性を留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。	財務省	平成30年度末までに結論を得る。
	○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても検討する。	経済産業省	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応を検討する。	財務省、総務省、内閣府、金融庁、国土交通省	平成26年度から検討する。
	○ 上記の一環として、財政統計の担当省の協力を得て、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。	内閣府	平成26年度から検討する。
2 分野別経済統計の整備 (1) 環境に関する統計の整備	○ エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、総合エネルギー統計、産業連関表、国民経済計算などの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。	総務省、関係府省（環境省、資源エネルギー庁等）	平成26年度から実施する。
	○ 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するために必要な統計調査の本格実施に向けた検証など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。	環境省	平成26年度から実施する。
	○ 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。	環境省	平成26年度から検討する。
	○ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成17年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、	環境省	平成29年度末までに結論を得る。



項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	課題の解決方法を検討する。		
	○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。	資源エネルギー庁	平成26年度から実施する。
	○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。	資源エネルギー庁	平成29年度末までに結論を得る。
(2) 観光に関する統計の整備	○ TSAについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 都道府県の観光入込客統計について、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示を行い、地域の観光統計の改善を支援する。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。	観光庁	平成26年度末までに結論を得る。
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計について、それぞれ統計の精度向上に取り組む。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 上記の検討を踏まえ、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を勘案した上で、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。	観光庁	平成28年度末までに結論を得る。
(3) 交通に関する統計の整備	◎ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	◎ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動	国土交通省	平成28年度末までに実

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。		施す。
	◎ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。	国土交通省	平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結論を得る。
(4) 建設・不動産に関する統計の整備	○ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフローを継続的に把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。	国土交通省	平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 平成25年の法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行う。	国土交通省	平成27年度から実施する。
	○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。 なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。	国土交通省	平成27年度末までに結論を得る。
3 人口・社会、労働関連統計の整備	◎ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。	厚生労働省	平成26年度から実施する。
(1) 社会保障全般に関する統計の整備	○ 医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。	厚生労働省	平成26年度末までに実施する。
(2) 人口減少社会に対応した統計の	◎ 国勢調査のオンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進めるとともに、一層の公表時期の早期化に努める。	総務省	平成27年調査の企画時期までに結

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
整備			論を得る。
	○ 現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、結論を得る。	総務省	平成28年度末までに結論を得る。
	◎ 欧州統計家会議（CES）による「時間利用調査の調和に関するガイドライン」の内容を注視し、社会生活基本調査の調査内容の検討に活用する。	総務省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省	平成26年度末までに結論を得る。
○ 年齢階級別に表章している調査において、結果精度や報告者の負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから統計データの充実を図る。	各調査の実施府省	平成26年度から実施する。	
(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び統一性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 子どもの学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、学習費に関する経済的負担のよりの確な把握に向けた調査内容等の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 学校教育から就業へのライフコース全般を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。	文部科学省	平成27年度末までに結論を得る。
	◎ 社会教育調査について、教育委員会制度	文部科学	次期(平成27

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	等の在り方に関する中央教育審議会の審議状況等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。	省	年度予定)調査の企画時期までに結論を得る。
(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査(基幹統計調査)における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。	総務省	平成26年度末までに結論を得る。
	○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえ、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について検討を行った上で、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	総務省	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。	総務省、関係府省	平成26年度から実施する。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備について取り組む。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成26年度から順次実施する。
	○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。	総務省	平成26年度から順次実施する。
(2) 行政記録情報等の利活用の推進 ア 行政記録情報等の活用	○ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的を実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
	○ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。 また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
イ 社会保障・税番号制度の	○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利活用に向けた検討を行う。また、企	総務省、各府省	平成26年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
統計への活用	業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。		
	○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。	関係府省	平成30年度末までに結論を得る。
(3) オンラインを利用した調査の推進	○ 統計調査の実実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ オンライン調査の導入を推進するため、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのICTの普及状況に伴う対応についても検討する。	総務省、各府省	平成27年度末までに結論を得る。
(4) 統計基準等の見直し	○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。	総務省	平成29年度末までに結論を得る。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保のための取組	○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、総務省統計研修所は、研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。	総務省	平成27年度から実施する。
	○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。	総務省	平成26年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 調査対象も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。	関係府省	平成26年度から実施する。
	○ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
(3) 統計職員等の人材育成・確保	○ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。	総務省	平成26年度から段階的に実施する。
(4) 災害発生時等の備え	○ 大規模災害発生時の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害発生時における調査票情報の提供の在り方についても検討する。 また、この検討に当たっては、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。	総務省、各府省	平成27年度末までに対応指針を取りまとめ、平成28年度から順次実施する。
(5) 民間事業者の活用	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 統計調査環境の改善 (1) 統計ニーズの的確な把握	○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。	内閣府(統計委員会)	平成26年度から実施する。
	○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、各府省間の連携を強化する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
(2) 統計の品質保証活動の推進	○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効率的かつ効果的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証(統計調査の実施過程の管理方法等)を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	総務省、各府省	平成27年度末までに実施する。
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等	○ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、各府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。	各府省	平成26年度から順次実施する。
	○ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で実施している効率的かつ効果的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。	総務省	平成26年度から実施する。
(4) 統計リテラシー等の	○ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が	総務省	平成26年度から順次実



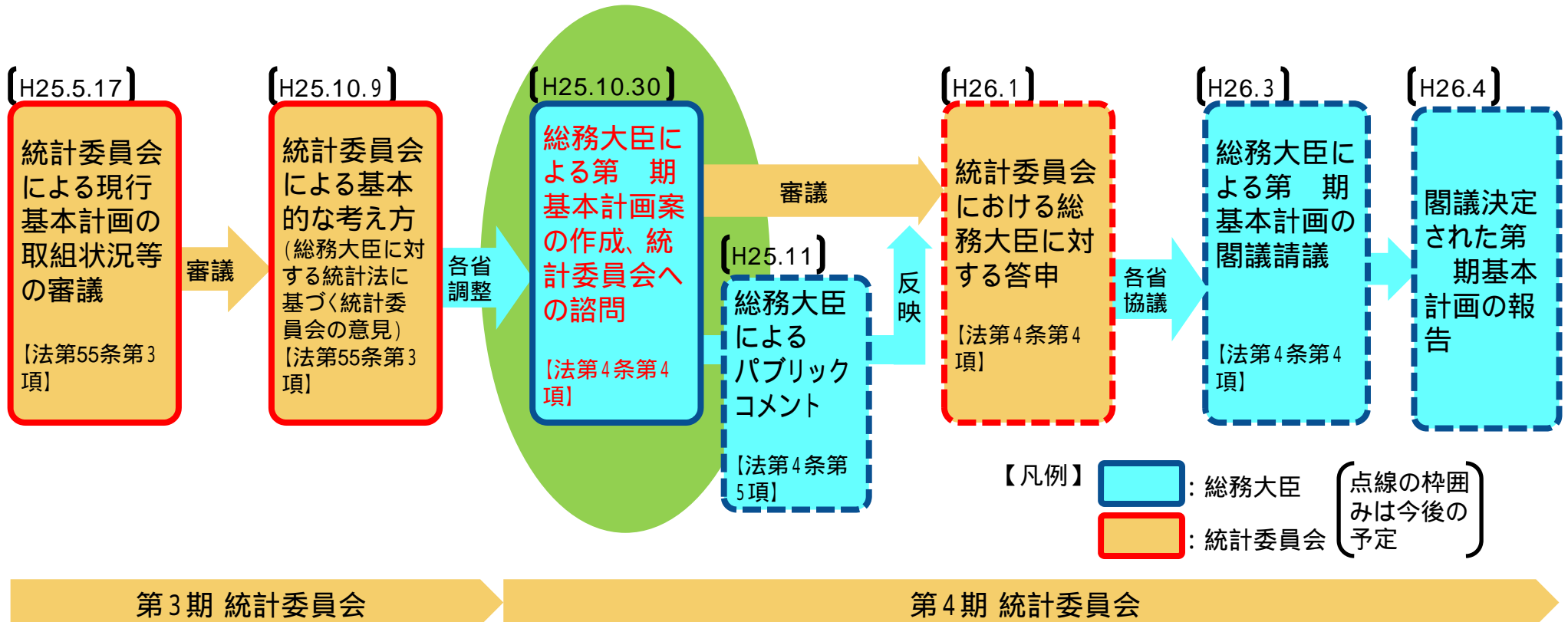
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
向上	<p>児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。</p> <p>また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。</p> <p>○ 上記の研修や、カリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。</p>		施する。
	○ 研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 地方公共団体等とも連携し、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。	総務省	平成27年度から実施する。
(5) 研究開発成果の共有	○ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。	総務省	平成26年度から実施する。
4 統計データの有効活用の推進 (1) 調査票情報等の提供及び活用	○ 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、調査票情報の貸渡しによる利用方法から、オンサイト利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指す。このため、オンサイト利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析の実用化に向けた検討を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。	内閣府(統計委員)	平成26年度から検討す

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
		会)、総務省	る。
	○ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、統計データ登録の促進を図る。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 政府統計共同利用システムのe-S t a tによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、A P I機能の提供や統計G I Sの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
5 国際協力及び国際貢献の推進	○ 各府省と連携して、国際機関への我が国の統計情報の提供を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関への統計情報の提供の充実に努める。	総務省	平成26年度から実施する。

(注) 「第3 公的統計の整備に必要な事項」については、基幹統計に係る事項を含む公的統計全般に共通した事項である。

# 新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定スケジュール等

- 基本計画は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、平成21年3月に初めて閣議決定。取組の評価や社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し
- 内閣府統計委員会は、法第55条第3項の規定に基づき約5か月にわたって、延べ28回の審議を行い、現行基本計画の取組状況や社会経済情勢の変化を勘案し、「平成26年度を始期とする新たな基本計画」(以下「第 期基本計画」という。)の策定に向けた「基本的な考え方」を取りまとめ
- 今般、総務大臣は、この基本的な考え方を踏まえ、法第4条に基づき、第 期基本計画の案を作成し、統計委員会に諮問するとともに、パブリックコメントを開始
- 今後、統計委員会はパブリックコメントの意見も反映しつつ、案を審議し、審議結果を答申  
総務大臣は答申を最大限尊重し、平成25年度末までに閣議請議



## 第 期基本計画の諮問案の構成について

- ・ 第 期基本計画は、平成26年度を始期とするおおむね5か年の計画
- ・ 各府省は、本基本計画に基づき、公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- ・ 諮問案は、
  - 内閣府統計委員会が現行基本計画の取組状況や社会経済情勢の変化を勘案して取りまとめた「基本的な考え方」を最大限尊重し、個別基幹統計の答申事項やWGにおける審議状況を踏まえ、一部の取組を追加
  - 基本的な考え方のうち、取組経緯、必要性・取組の方向性等を「本文」に、具体的な措置を「別表」に整理
  - 「別表」に掲げられた具体的な措置については、担当府省・実施時期を明示し、可能な限り取組内容を具体化
  - 章立て、項目構成は、基本的な考え方とほぼ同じ(詳細は別添参照)

### 参考 統計法(平成十九年五月二十三日法律 第五十三号)抜粋

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
  - 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項
- 3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。
- 4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

## 第Ⅱ期基本計画(案)の構成

現行基本計画	審議結果のうち「Ⅱ審議結果」の構成	第Ⅱ期基本計画諮問案
<p><b>第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公的統計が果たすべき役割</li> <li>2 公的統計の現状・課題</li> <li>3 施策展開に当たっての基本的な視点               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 統計の体系的整備</li> <li>(2) 経済・社会の環境変化への対応</li> <li>(3) 統計データの有効活用の推進</li> <li>(4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基幹統計の指定に関する基本的考え方</li> <li>(2) 基幹統計の整備に関する方向性</li> <li>(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性</li> </ol> </li> <li>2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民経済計算の整備と一次統計との連携強化                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 推計枠組みに関する諸課題</li> <li>イ 基準年次推計に関する諸課題</li> <li>ウ 年次推計に関する諸課題</li> <li>エ 四半期推計に関する諸課題</li> </ol> </li> <li>(2) ビジネスレジスターの構築・利活用</li> </ol> </li> <li>(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備</li> <li>(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上</li> <li>(5) 財政統計の整備</li> <li>(6) スtock統計の整備</li> <li>(7) 統計基準の設定</li> <li>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) サービス活動に係る統計の整備</li> <li>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備</li> <li>(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備</li> <li>(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</li> <li>(5) 環境に関する統計の段階的整備</li> <li>(6) 観光に関する統計の整備</li> <li>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</li> <li>(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</li> <li>(9) その他</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>第1 施策展開に当たっての基本的な視点</b></p> <p><b>第2 公的統計の整備に関する事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済関連統計の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「国民経済計算」の整備                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア SNAの精度の確保・向上</li> <li>イ SNAの国際比較可能性の向上</li> <li>ウ SNAの提供情報の整備</li> <li>エ SNAと一次統計等との連携強化</li> </ol> </li> <li>(2) 「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備</li> <li>(3) サービス産業に係る統計の整備</li> <li>(4) 企業活動に係る統計の整備</li> <li>(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計整備</li> </ol> </li> <li>2 分野別経済統計の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境に関する統計の整備</li> <li>(2) 観光に関する統計の整備</li> <li>(3) 交通に関する統計の(新規)</li> <li>(4) 建設・不動産に関する統計の(新規)</li> </ol> </li> <li>3 人口・社会、労働関連統計の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会保障全般に関する統計の整備</li> <li>(2) 人口減少社会に対応した統計の整備</li> <li>(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</li> <li>(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針</b></p> <p><b>第2 公的統計の整備に関する事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済関連統計の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民経済計算の整備                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 精度の確保・向上</li> <li>イ 国際比較可能性の向上</li> <li>ウ 提供情報の充実</li> <li>エ 一次統計等との連携強化</li> </ol> </li> <li>(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備</li> <li>(3) サービス産業に係る統計の整備</li> <li>(4) 企業活動に係る統計の整備</li> <li>(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備</li> </ol> </li> <li>2 分野別経済統計の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境に関する統計の整備</li> <li>(2) 観光に関する統計の整備</li> <li>(3) 交通に関する統計の整備</li> <li>(4) 建設・不動産に関する統計の整備</li> </ol> </li> <li>3 人口・社会、労働関連統計の整備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会保障全般に関する統計の整備</li> <li>(2) 人口減少社会に対応した統計の整備</li> <li>(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備</li> <li>(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備</li> </ol> </li> </ol>

現行基本計画	審議結果のうち「Ⅱ 審議結果」の構成	第Ⅱ期基本計画諮問案
<p>第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項</p> <p>1 効率的な統計の作成</p> <p>(1) 行政記録情報等の活用</p> <p>(2) 民間事業者の活用</p> <p>2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用</p> <p>(2) 実施体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>(3) 統計職員等の人材の育成・確保</p> <p>3 経済・社会の環境変化への対応</p> <p>(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用</p> <p>(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化</p> <p>(3) 統計に対する国民の理解の促進</p> <p>4 統計データの有効活用の推進</p> <p>(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供</p> <p>(2) 統計データ・アーカイブの整備</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進</p> <p>(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化</p> <p>(3) 統計の中立性</p> <p>第4 基本計画の推進</p> <p>1 基本計画の推進・評価等</p> <p>2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の推進</p>	<p>第3 公的統計の整備に必要な事項</p> <p>1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減</p> <p>(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用</p> <p>(2) 行政記録情報等の活用</p> <p>(3) オンライン調査の推進 (新規事項)</p> <p>(4) 統計基準等の見直し</p> <p>2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(1) 統計リソースの確保のための取組</p> <p>(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>(3) 統計職員等の人材の育成・確保</p> <p>(4) 災害発生時等の備え</p> <p>(5) 民間事業者の活用</p> <p>3 統計調査環境の改善</p> <p>(1) 統計ニーズの的確な把握</p> <p>(2) 統計の品質保証活動の推進</p> <p>(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等</p> <p>(4) 統計リテラシーの向上</p> <p>(5) 研究開発成果の共有</p> <p>4 統計データの有効活用</p> <p>(1) 調査票情報等の提供及び活用</p> <p>(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進</p> <p>5 国際協力及び国際貢献の推進(新規事項)</p> <p>(1) 国際機関への情報提供の推進</p> <p>(2) 発展途上国等への支援</p> <p>第4 基本計画の推進</p> <p>1 各府省における取組</p> <p>2 統計委員会における取組</p>	<p>第3 公的統計の整備に必要な事項</p> <p>1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減</p> <p>(1) 事業所母集団データベースの整備・利活用</p> <p>(2) 行政記録情報等の利活用の推進</p> <p>(3) オンラインを利用した調査の推進</p> <p>(4) 統計基準等の見直し</p> <p>2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(1) 統計リソースの確保のための取組</p> <p>(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <p>(3) 統計職員等の人材育成・確保</p> <p>(4) 災害発生時等の備え</p> <p>(5) 民間事業者の活用</p> <p>3 統計調査環境の改善</p> <p>(1) 統計ニーズの的確な把握</p> <p>(2) 統計の品質保証活動の推進</p> <p>(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等</p> <p>(4) 統計リテラシー等の向上</p> <p>(5) 研究開発成果の共有</p> <p>4 統計データの有効活用の推進</p> <p>(1) 調査票情報等の提供及び活用</p> <p>(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進</p> <p>5 国際協力及び国際貢献の推進</p> <p>(1) 国際機関への情報提供の推進</p> <p>(2) 発展途上国等への支援</p> <p>第4 基本計画の推進</p> <p>1 施策の効果的かつ効率的な実施</p> <p>2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進</p>